

告 示

埼玉県告示第九百三十二号

測量計画機関である深谷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年八月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

深谷市

二 作業種類

数値図化 地図情報レベル二千五百

三 作業地域

深谷市内

四 作業期間

令和六年六月二十七日から令和七年三月三十一日まで